

議案第三十八号

中央区職員の配偶者同行休業に関する条例等の改正に伴う意見の申出について
右の議案を提出します。

令和七年八月二十七日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区職員の配偶者同行休業に関する条例等の改正に伴う意見の申出について
別紙のとおり中央区長から意見を求められた中央区職員の配偶者同行休業に関する条例等の改正について、異議ありません。

(説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十九条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、この議案を提出します。



7中総職第669号
令和7年8月19日

中央区教育委員会 様

中央区長
山本 泰人



中央区職員の配偶者同行休業に関する条例等の改正に伴う意見の聴取について

中央区職員の配偶者同行休業に関する条例等の改正を令和7年第三回中央区議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴教育委員会の意見を聴取します。

記

1 改正を要する条例

- (1) 中央区職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月中央区条例第10号）
- (2) 中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月中央区条例第3号）
- (3) 中央区職員の給与に関する条例（昭和27年2月中央区条例第2号）

2 内容

配偶者同行休業の取得者に係る代替職員の採用制度として任期付採用及び臨時的任用の制度を導入するとともに、年次有給休暇及び特別休暇の対象に配偶者同行休業の取得者に係る代替職員を加える。

3 実施時期

令和8年4月1日



新旧対照表（抄）

○ 中央区職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月中央区条例第十号）（第一条関係）

新	旧
（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用） 第九条 任命権者は、第二条又は第六条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。 一 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用 二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用 2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。この場合において、任命権者は、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。 （委任） 第十条 （略）	（委任） 第九条 （略）

新旧対照表（抄）

○ 中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月中央区条例第三号）（第二条関係）

新	旧
（年次有給休暇） 第十三条 （略） 2 から4 まで （略） 5 地方公務員法第二十二條の三第一項、中央区職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月中央区条例第十号）第九條第一項第二号及び地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。 （特別休暇） 第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 一 地方公務員法第二十二條の三第一項、中央区職員の配偶者同行休業に関する条例第九條第一項第二号及び地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対	（年次有給休暇） 第十三条 （略） 2 から4 まで （略） 5 地方公務員法第二十二條の三第一項 及び地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。）の任用期間中の年次有給休暇は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。 （特別休暇） 第十五条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。 一 地方公務員法第二十二條の三第一項 及び地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対

新	2 (略) 応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇 二 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇
旧	2 (略) 応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇 二 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇

新旧対照表（抄）

○ 中央区職員の給与に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第二号）

新	旧
（特定職員についての適用除外） 第二十一条の二の四（略） 2 （略） 3 第六条第二項から第六項までの規定は、 臨時 的に任用される職員には適用しない。	（特定職員についての適用除外） 第二十一条の二の四（略） 2 （略） 3 第六条第二項から第六項までの規定は、<u>地方公務員法第二十条の三第一項及び育児休業法第六条第一項の規定により臨時</u> 的に任用される職員には適用しない。

新旧対照表

○ 中央区職員の配偶者同行休業に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年 月中央区条例第 号）（附則）

新	旧
附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。 （中央区職員の給与に関する条例の一部改正） 2 中央区職員の給与に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第二号）の一部を次のように改正する。 第二十一条の二の四第三項中「地方公務員法第二十二條の三第一項及び育児休業法第六條第一項の規定により」を削る。	